

●納付される時の留意事項

- ・領収証書、納付書、通知書とも同じ内容であるか確認してください。
- ・必ず3片をハサミ等で切り離して、金融機関の窓口に提示してください。
- ・印刷される時は、感熱紙の使用は不可とし、上質紙かそれに準ずる用紙で印刷されますようお願いいたします。

●納付場所

三木市役所	三木市吉川支所
三井住友銀行	みのり農業協同組合
池田泉州銀行	兵庫みらい農業協同組合
山陰合同銀行	みなと銀行
播州信用金庫	但馬銀行
日新信用金庫	姫路信用金庫
兵庫県信用組合	尼崎信用金庫
ゆうちょ銀行	中兵庫信用金庫
(近畿2府4県に所在する各店舗)	(順不同)
*合併等により名称変更している場合はご了承ください。	

●延滞金の計算方法

納期限までに税金を完納されないときは、延滞金として納期限の翌日から1ヶ月を経過するまでは特例基準割合に年1%を加算した割合か年7.3%のいずれか低い方で計算した額が、納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以後は、特例基準割合に年7.3%を加算した割合か年14.6%のいずれか低い方で計算した額が加算されます。

また督促状を発した場合は1通について100円の督促手数料を税額に加算され徴収されます。

※税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満のときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。また、算出した延滞金に100円未満の端数があるとき、又は全額が1,000円未満のときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

※延滞金の控除期間は原則として本来の納期限後1年を経過する日の翌日から更正の通知をした日まで(又は法人税の修正申告書を提出した日、法人税の更正、決定の通知をした日まで)の期間となります。

◎納税証明書がご入用のときは領収証書をお持ちください。

◎領収証書は、7年間大切に保管してください。

○お問い合わせ

三 木 市

税務課 法人市民税担当
電話(0794)82-2000